

川島桶川資源循環組合議会定例会条例

令和 7 年 4 月 3 0 日

条例第 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定による
川島桶川資源循環組合議会の定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 本則の規定にかかわらず、令和 7 年の定例会については、これによらないことができる。